

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成 15 年 10 月 1 日

(最終改正：平成 18 年 7 月 1 日)

愛媛証券株式会社

1. 弊社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、弊社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 弊社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、弊社では、「委託販売団方式」の募集等のみであり、原則「ブックビルディング方式」による募集等は取扱っておりません。そのため、弊社が委託販売団に参加することが決定した時点で、弊社に割当てられた株券等をお客様に配分することとなります。その際、以下のことに従って配分いたします。
 - (1) 委託販売団から弊社に対して割当てられた数量を、配分の機会を公平に提供するため、新規公開株の申込みを行った全顧客を対象に「乱数表」による抽選により配分先を決定いたします。
 - (2) 複数単元株式数の申込みを行っている場合についても、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一人のお客様への当初当選数量は1単位とさせていただきます。
 - (3) 抽選に当たっては、抽選対象となるお客様に対して番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。抽選の結果、配分者が決定され、その後、配分者がキャンセルを申出た場合は、抽選により当選しなかったお客様から再抽選を行います。
 - (4) 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領をお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - (5) 弊社は、原則「ブックビルディング方式」による募集等の取扱いは行っておりません。ただし、「ブックビルディング方式」による募集等の取扱いを行った場合は、需要調査等に参加した申込者の中から、上記の方法により当選者を決定させていただきます。
 - (6) 株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案し、需要申告の状況を考慮した上で抽選を行います。
4. 弊社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう以下の基準を設け、配分を行うこととします。
 - ・ 原則として、当選者については、連続して配分者とならないよう抽選を行います。ただし、他のお客様より申込みがない場合は、前回当選者でも配分を行うことがあります。

5. 配分先は、配分の申込みをされたお客様の中から決定いたします。ただし、お客様から申込みされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 弊社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役職員及び親族、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④未成年者(18歳以上で定職に就き、一定の収入があることが確認できる顧客を除く)、⑤暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑥同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、⑦他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。
7. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、弊社の使命であると考えております。

以上